

平成 2 3 年度 第 3 回 清掃 審議 会

会 議 録

平成 2 3 年 7 月 2 0 日 (水) 午 後 2 時 開 会

会 場 新 潟 市 役 所 白 山 浦 庁 舎 7 号 棟 4 階 4 0 5 会 議 室

平成23年度 第3回清掃審議会会議録

日時 平成23年7月20日(水)

午後2時00分から

会場 新潟市役所白山浦庁舎7号棟4階405会議室

出席委員 菅原会長、藤井副会長、菊野委員、松原委員、熊田委員、小松委員、
坂田委員、椎谷委員、高野委員、武田委員、山下委員、橋本委員
欠席委員 小林委員、竹林委員、内藤委員
事務局 泉環境部長、高井廃棄物政策課長、佐藤廃棄物対策課長
伊深廃棄物施設課長 ほか

1. 開会

斉藤廃棄物政策課長補佐(開会挨拶)

2. 資料の確認等

斉藤廃棄物政策課長補佐(資料の確認等)

3. 議事

「第2回審議に係る照会事項等について(1)」事務局説明

菅原会長: 前回、松原委員から家庭系ごみの分別回収等について照会がありましたので、事務局で資料を作成したということでございます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

高井廃棄物政策課長: 廃棄物政策課長の高井でございます。私の方から説明させていただきます。

資料の説明の前に、事務局からご連絡がございます。前回、審議会の後に山下委員から照会票をいただきましたので、資料はお配りしておりませんが、その内容を簡単にご紹介いたします。

前回の審議では、基本理念や数値目標について審議いただきましたが、山下委員から、基本理念に「循環」という言葉を入れ、例えば「循環型環境先進都市」等としてはどうかというご意見をいただいております。また、CO₂について、国の循環基本計画等も踏まえ、数値目標にせずとも、基本理念の前文など、CO₂の削減につながる表現があったほうがよいのではないかというご意見をいただいております。

さらに、巻広域の分別についてもご意見をいただいております。こちらは後ほど山下委員の資料でご説明をお願いすることになっております。基本理念については、第4回で答申案のたたき台を審議していただくこととなりますので、委員のご意見の参考に、事務局で検討させていただきたいと考えております。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。資料1をご覧ください。前回の審議会で松原委員よりご指摘がありました収集日が隔週の品目について、週1回の収集にすることで分別の煩雑さが軽減され、分別の徹底が進むのではないかというご提案に基づいて作成した資料になりま

す。現在、燃やさないごみ、有害・危険物は月1回の収集、ペットボトル、飲食用・化粧品びん、飲食用缶は月2回の収集となっておりますが、これらを上の図にあるカレンダーのような形で週1回収集とした場合、費用がどの程度になるかを試算しました。なお現在は、自治会等で行う集団資源回収のために、カレンダーに1日空き日を設けていますが、全品目を週1回収集となりますと、この空き日も使って収集することとなります。試算の結果、約9.8億円のコスト増となりました。

また、下の円グラフですが、ごみ処理手数料収入を使ってコスト増分をまかなってはどうかという意見もいただきました。平成21年度は家庭ごみ有料指定袋などの収入は8億8,564万円であり、そのうちごみ袋の作成経費等を差し引いた6億1,707万円を集団資源回収への奨励金やごみステーション設置などの補助、不法投棄や違反ごみ対策などの使途で市民還元しました。これら市民還元事業を行っている現状で、収集日を増やすことによるコスト増をごみ処理手数料収入で賄うのは、現状では難しい状況だといえます。

次に、[資料2](#)をご覧ください。前回、松原委員より、生ごみ分別収集の効果を数値で示して欲しいというご要望がありましたので、家庭系生ごみの分別収集を行い、メタンガス化した場合の効果を検討しました。比較できるように3つのケースについて試算しており、ケース1は現状のまま、ケース2は生ごみを分別収集した場合、ケース3は現在の分別制度のままプラスチック製容器包装(以下「プラ容包」という。)の分別協力率を向上させた場合です。試算にあたっての条件設定ですが、生ごみの分別収集をする場合は生ごみを週2回、燃やすごみを週1回の収集としています。生ごみの分別協力度合いは、他都市の事例を参考に、全生ごみ量の50%が分別されると仮定をしています。また、処理施設となるメタン発酵施設は、亀田清掃センターに併設すると仮定しています。一方、プラ容包の分別協力率向上の場合は、現在の燃やすごみへのプラ容包の混入割合が8.8%のため、これが4.5%に減少すると仮定しています。4.5%は横浜市の混入割合を参考にしております。

検討結果について、まず1.埋立量削減効果ですが、生ごみ分別収集の場合は年間843tの削減となります。プラ容包の分別協力率向上の場合は年間75tの削減となります。

次に6.二酸化炭素排出量ですが、現状では69,701t-CO₂/年のところ、生ごみ分別の場合は若干減って、66,789t-CO₂/年の排出となり、プラ容包の分別協力率向上の場合は、54,556t-CO₂/年というように減っております。次に7.年間コスト増分ですが、生ごみ分別の場合は施設コストが大きく、年間約5億2,000万円の増加となります。分別協力率向上の場合は、プラ容包の選別をトン当たり単価で委託しておりますので、プラの増加により約2億4,000万円の増加となります。

最後に8.住民負担ですが、数値で表すことはできませんので、プラス表示にしています。生ごみ分別は、臭いや手間などで大きな住民負担が生じると考えられます。

以上の検討結果を踏まえますと、新潟市においては比較的埋立処分場の残余年数に余裕があることから、CO₂削減効果やコスト、住民負担の観点で有利なプラ容包の分別の協力率向上を生ごみ分別よりも優先すべきではないかと考えており、プラ容包の分別がまだ徹底されていない中で、生ごみ分別は時期尚早ではないかと考えております。

菅原会長：ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

「第2回審議に係る照会事項等について(1)」質問・意見等

松原委員：詳細な調査とデータを作成いただきありがとうございます。

資料1について質問させていただきますが、これは多分、びん、缶、古紙、それぞれを別の業者が今まで月1回だったものを毎週回るという計算ですよ。確か前回、事務局から神奈川の方で、週1回全品目を自治体で集めるという方式もあると思うのですが、その場合はコストがもう少し下がるのでしょうか。

佐藤廃棄物対策課長：私どもで試算したものは、神奈川県相模原市の分別方法です。相模原市ではびんと缶と古紙を同時に収集し、ペットボトルとプラ容包を一緒に収集しています。これらを施設で選別しているという形です。その費用としては収集・運搬に選別の費用を加算して、それを回収した重量で割り返しました。トン当たりでいきますと、大体新潟市に近いあるいはそれより少し安いという金額になりました。つまり、収集・運搬費に選別費を加算した場合、トン当たり単価では8,000円ぐらいと少し低い数字が出ました。

松原委員：それは、現行の新潟市の単価ですか。

佐藤廃棄物対策課長：現行の新潟市の単価と比較した場合です。

松原委員：資料1の表自体は、相模原市のベースでつくられたのですか。それともさいたま市のベースでつくられたのですか。

高井廃棄物政策課長：資料1の試算はさいたま市や他の都市を参考にするのではなくて、現在月1回収集している資源物の費用が4倍かかるという考え方です。月2回の場合は今の収集運搬費用を2倍にしています。それと、破碎施設や焼却施設の費用については増えないという前提で計算しております。新潟市の現状からの試算ですので、他の都市は関係ありません。

松原委員：さいたま市の方式が多分そうだと思うので、先ほどおっしゃった相模原市の方式でいくと資料1の試算結果よりは低くなるということですか。

佐藤廃棄物対策課長：そうなります。ただし、収集運搬経費の計算方法等が新潟市とは違いますので、その点で一概に単純比較というのは難しいのではないかと考えております。

松原委員：はい。どうもありがとうございます。

泉環境部長：新潟市と相模原市との一番大きな違いは、やはり面積と距離です。相模原市は面積が新潟市よりも小さい。したがって、時間あたりに回れるごみステーション数も多くなりますのでその分コストは安くなりますが、新潟市はやはり合併して大きな市になりましたので、その点でいうと相模原市並にコストを下げるということは難しいのではないかなと思っております。

松原委員：今の計算上はかなり近いけれども、実際やってみると分からないということですね。

泉環境部長：そうです。高くなる可能性もあります。

松原委員：はい。ありがとうございます。

菅原会長：ほかに何かございますか。

熊田委員：資料2について質問なのですが、ケース3でプラ分別協力率向上という想定をしております。これは具体的にどのようにしてプラ分別協力率を向上させるのか、お聞かせ願えますでしょうか。

高井廃棄物政策課長：この資料において分別協力率向上の方法について、具体的には考えていませんので。あくまでも今燃やすごみの中にプラ容包が8.8%入っている。これが横浜市の場合だと4.5%の混入率でしたので、新潟市でもいろいろな施策を打つことで、協力率を向上させて4.5%まで落とした場合、これぐらいの費用がかかって、二酸化炭素はこれだけ減りますよという仮定で計算した表になります。

熊田委員：では、特に具体的な施策というのが決まっているわけではなくて、あくまでも横浜市のデータを参考までに出されたということですね。

高井廃棄物政策課長：そうです。あくまでも生ごみ分で収集をやった場合は、どのぐらい費用がかかるのかというのが主眼だったのですが、それと対比させるために、例えばプラ分別をもう少し一生懸命やったらこのぐらいになりますよということで、比較のためにケース3をつけさせていただきました。

熊田委員：では、なぜ横浜市はプラの混入率が4.5%という低い数値が出ているのか理由は何かあるのでしょうか。

高井廃棄物政策課長：今のところそこまでは検証しておりません。

熊田委員：なぜこんな質問をするのかと申し上げますと、高齢者世帯のところへ結構行く機会があって、やはり見えていますとほとんどプラ容包、燃やすごみ等の分別がうまくできていないというのが実情だと思います。そしてやはり、うちの母を見ていまして、なかなかプラ容包と燃やすごみとの分別がうまくいかないのです。現実的な問題として、高齢者世帯というのは非常に分別するのは難しいのではないかということを実感しています。果たしてこのくらいまで混入率が下げられるのかというのは、相当何か考えていかないと、難しいのではないかと思います意見を申し上げました。

菅原会長：どうもありがとうございました。他に何かございますか。

そうしますと、2つ課題があるうち1つは、すべての分別品目の収集を週1回にすることによってストレスを軽減するというのですが、確かにストレスの軽減は十分見込めるものの、コスト的に現状では難しいということですね。ですから、当面は現状維持ということなのだと思います。

次に生ごみの分別につきまして、確かにそれぞれのケースでCO₂の削減で効果がありますが、プラ分別協力率向上の具体的な方法はまだよく分からないということなので、このあたりは今後また横浜の現状などを調べてもらいたいと思います。一方、ケース2（生ごみの分別）は、現状では少し難しいのではないかと思います。

松原委員：資料1の関係で、相模原方式は先ほどの事務局の説明では、検討の余地があるというように受け取ったのですが、私の理解は間違いでしょうか。

佐藤廃棄物対策課長：新しい制度を始めるとき、審議会のお話し合いのときの状況をご説明させていただきます。旧新潟市ではびんと缶を同時に回収するという制度でした。そのときに、びんの資源化率が極めて低い状態というのがあり、実際に6割が資源化されて4割はごみとして埋立処分するという状況がございました。

それを何とか改善する方法はないのかという形で、審議会でも審議いただいた中で、コンテナ収集をやって、資源化できるものはより資源として収集しましょうという考え方で、単一の収集方式に切り替えてきたという背景がございました。そのような観点で、新しい制度の評価としては、例えばプラスチック製容器を、前回お話しさせていただきましたけれども、品質が上がり検査を受けるとAランクになってきたという点がございます。また、同様にペットボトルについても、旧制度時にはBランクだったものが、今ではAランクに上がっております。それから先ほど申し上げた飲食用びんにつきましては、4割がごみとなっていたものが、今は1割もなく数%のごみの排出だけで収まっているという状況です。新制度のときに目標とした資源物を極力資源として回収するという目標は、かなり達成されているというのが現状であるということで、この成果も合わせてご報告させていただきたいと思います。

泉環境部長：相模原市の方式が今後検討の余地があるかという点につきまして、先ほど申し上げましたようにコストの計算そのものが、新潟市の実情とは合わない。面積が大きかったり、あるいは収集運搬の距離が新潟市では長かったりという状況にございますので、必ずしも相模原市の方式を使って、有利に展開できるという保証はないわけです。したがって、今の段階で相模原市方式の検討については、事務局としては少し困難ということなので、あとは最終的な計画素案を練る中で、またご審議いただければというところでございます。

菅原会長：よろしいですか。

松原委員：はい。

菅原会長：それでは、この点につきまして前回提案がありましたが、今回いろいろと調べた結果、新たな収集・分別を行うのは現状では困難という部分がありますので、現状維持を前提にした上で、何らかの方法でプラスチックの混入を減らしていく。また、生ごみも減らす方法をまた検討するということになるのではないかと思います。それで、その参考になるような資料がございましたら、またお調べいただければと思います。

続きまして、山下委員から巻広域の分別制度について提案資料が提出されております。事務局作成の資料と併せ、事務局説明の後に山下委員から説明をお願いします。

「第2回審議に係る照会事項等について(2)」事務局・山下委員説明

高井廃棄物政策課長：それでは、[資料3](#)をご覧ください。山下委員から、巻広域の分別についての提案事項がございますので、まず事務局より「巻広域におけるプラスチック製容器包装収集の現状について」ご報告をさせていただきます。

まず進捗状況について、昨年度の清掃審議会でも報告させていただいておりますが、平成22年4月より、巻広域でプラ容包の回収拠点を設けて以降、プラスチックの分別をしたいという市民が増えております。一方、昨年10月には、現在の分別制度維持を求める要望書が7つの協議会から提出されたことから、市としては当面現状の分別制度を維持しつつ、プラ容包については、「大方の協力が得られる地域において、分別収集を推進する」という方針で進めることといたしました。この方針のもと、分別に積極的であった巻地区まちづくり協議会と岩室地域コミュニティ協議会において、今年度よりコミュニティ協議会単位でプラ容包のステーション収集へと移行したところでございます。これにより、回収箇所が22年度の76カ所から575カ所へと大幅に増えました。

次に、収集量の実績について報告をいたします。今年度は、6月まで集計値が出ており、収集量は4月が9,760kg、5月が13,000kg、6月が11,180kgとなっています。平成23年1月の回収量は大体7,000kg前後でしたので、1.5倍から2倍近く増加している状況になっています。しかしながら、1人1日当たりの回収量は、5.9g、7.5g、6.5gと、他の地域のおおむね25gと比べると、まだ少ないという現状になっております。事務局からの報告は以上でございます。

山下委員：それでは、貴重な時間を使ってしまい申し訳ありませんが、説明させていただきます。今巻広域のプラ容包につきまして、現実に回収箇所が増えているという内容の説明であったと思います。私も資料を用意させていただきました。

まず、全市の10種13分別については左側の図にあるとおりです。それから巻広域と書きました西蒲区の中之口地区以外の分別方式が8種11分別という形で、これも既に皆さん十分ご承知のことと思います。

今回、お話しさせていただくのが9種12分別という形で、資料の中段に記載させていただきました。燃やさないごみの処理方法について、10種13分別の場合は、中間処理を行った後に埋立、焼却、資源化。そして、焼却して残ったものについては、埋立という流れになります。8種11分別の場合は、普通ごみの中に燃やすごみ、燃やさないごみを一緒にして、鋳漉クリーン

センターで溶融した後、スラグとメタル、集じん灰となり、スラグとメタルは資源として売却されます。集じん灰については、固化して埋立しています。

下の部分で今日お話ししたいことをまとめてみました。両方とも先ほどの事務局説明にもありましたように、プラ容包についてはかなり分別が進んでいるということです。ただ、1人1日あたりの排出量については、思いのほか上がっていない。というのは、収集の箇所数は増えているけれども、分別して出している人が少ないということがいえるのではないかと、ということです。

これを仮に全箇所で行って、全員が参加する、つまり制度化するようになると、もう少し資源化量自体は増えてくるのではなかろうかという仮定のもとでお話をします。これを制度化すると、燃やさないごみ以外は全市統一の分別と同じ形になってしまうということになります。審議会でも発言させていただきましたが、巻広域地区では燃やさないごみについて、鎧淵クリーンセンターで溶融処理をしている以上、燃やさないごみの分別は難しいのではないかと思います。私の周りの方何人かに伺ったのですが、やはり同じようなご意見です。

実際のところどうなのかということで、西蒲区自治協議会の会議を傍聴させていただきました。その後、保健福祉部会という名前だったと思いますが、ごみの件について話を進める委員会の方も傍聴させていただきました。皆さん、プラ容包を分別することについては前向きな発言が多くありました。会議開始前後の話も含め「なかなか制度化ということは難しい」という内容のお話をしている人もいれば、「むしろそこまでやるのだったら一気に制度化して、もう少し収集量を増やしてもいいのではないかと」という内容の話をする人もあり、両極端の意見が出ていて揺れているというように感じました。

それともう一つ、清掃審議会での話をするのは、少し自分の中で躊躇があったのですが、何年か前に10種13分別で全市域統一するというお話をする中で、その当時の8種11分別で巻広域については、もう少し時間をいただきたいというお話をした覚えがあります。実際3年間猶予期間があり、その3年後が今年なわけで、審議会の中では今申し上げたような理由で、巻広域の分別がなかなか進まないということをご説明したいということもありました。また、やはりまだ揺れている部分があるというのが実情です。

自治協議会の中では、先ほどもお話ありましたが、8種11分別のなかでごみの減量に努めますという要望書がまとめられた事もあり、その一方でプラ容包は全ステーションで収集したいというような意見も出ていますので、どちらにいくのかというのが今のところ分かりかねるという状況でございます。

審議会としては、この地域のことに立ち入って話をすることがどうなのかということも含めて、皆さんから少しご意見をいただきたいと思ひまして、今回お時間をとらせていただきました。よろしく申し上げます。

菅原会長：それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありますでしょうか。

「第2回審議に係る照会事項等について(2)」質問・意見等

菅原会長：前回の審議状況といいますか、答申では全市統一をなるべく早い段階で進める、という内容だったと思います。ただ、具体的に動き出しますと、なかなか問題があり一朝一夕に進まない部分もあると思います。ただ、お話しを伺っているとプラ容包の分別に関しては、前に進め

ようと思えば進められるのではないかといいるところもあると思うので、そのようなところをもう一段積極的に進めていく、というのが現実的ではないか。今のお話を伺っていると、そういう感想を持ちました。委員の方で何かありませんか。

熊田委員：山下委員に一つ質問なのですが、資料3のプラ容器包装の回収拠点、ステーション数でいきますと、22年度の75カ所から23年度で575カ所ということで、大幅な増になっております。そうすると、この575カ所というのは、全体で大体何割ぐらいなのか、どれぐらいの規模なのかを教えてくださいたいのですが。

山下委員：全部で825カ所です。全体としては825カ所で現在プラ容包を分別して出せるのが575カ所。ごみステーションと資源ごみのステーション、それと拠点の合計です。当然ごみステーション、あるいは資源ごみのステーションが広がっていけば、拠点の方は無くなっていくと思います。

菅原会長：そうすると、今のかなり割合がプラ容包の分別回収を行っている。つまり575カ所というのは、相当の割合だと考えていいわけですね。そうすると、やはり1日当たりのグラム数でみると少ないというのはどういうことなのか。

山下委員：分別収集できる場所が増えたとしても、それを利用している人が少ないということになると思うのです。地域によっては相当数進んでいるところもあれば、なかなかコミュニティ協議会の事務局長さんあたりが一生懸命であっても、地域の方から理解も協力も得られていない部分があるのではなからうかと思えます。これは想像でしかありませんが、制度化して全箇所で開催することになれば、1人1日あたりの排出量は相当増えると思えます。

菅原会長：ごみ有料化のときに少し議論があったのは、こういうかさばるものを有料袋に入れると、相当（有料ごみ袋の）費用がかかるので、おのずとそういう条件が整えば進んでいくのではないかというような見方もあったのですが、今のお話ですとその点はちょっと弱いようですね。条件はある程度整いつつあるけれども、進んでプラ容包を出すという動機付けになっていないように思えるのですが。

山下委員：間違っていたら訂正をお願いしたいのですが、西蒲区の区役所の方がかなり一生懸命、丁寧に各地区を説明に回ってくれています。多分まだそれはコミュニティ協議会の事務局長、あるいは会長、自治会長あたりのところで止まっていて、これが自治会の会員の皆さんまで下りるまでには、まだ少し時間がかかるのかなという気がしています。

7月にかけて、とにかく自治会を回って説明していこうという、本当に丁寧な活動をされているということ、ちょっと情報で聞いています。実際、手前味噌ですが、角田地区のコミュニティセンターでは、プラ容包の分別制度がほとんど知られていて、地区内の全ステーションで収集しており、内容が理解されれば皆さん協力してくださると思います。このようなことは、他の地区にも当てはまるというように考えています。

高井廃棄物政策課長：では、簡単に補足させていただきます。自治協議会のメンバーも4年経った人は大分入れ替わりをしました。この6月に初めてまた部会を開きましたが、新しいメンバーが相当入っていますので、一から西蒲区の区民生活課が説明をして、その中では大分理解が進んでいるという情報を得ています。これまで拠点回収をやっていましたが、もう拠点を増やす余地がないので、この7月からは大部分の方が賛同してくれるのであれば、ステーションの方に移行するというので、今回岩室と巻中央はやってもらったわけです。そんな中でうちの方もしてほしいというような要望が、自治協の会長さんなどから出てきていますので、その議論を待って、行政のほうから無理やり制度化とやるのではなく、議論の高まりの中で制度化に進むことができればいいのかなということで考えております。

菅原会長：他に何かありますか。

松原委員：山下委員のご提案というのは、巻地域での新しい提案であるということでしょうか。それともこれは、9種12分別を、新潟市全域に広げるというご提案でしょうか。

山下委員：この問題は鎧漕クリーンセンターが溶融炉ということで、ごみ処理の形態が新潟市の処理場と少し違うのです。1,800度くらいの温度ですべて(可燃・不燃・プラ容包)溶かしてしまうということで、巻広域ではそれほど細かい分別は要らないという説明があつて始まったことです。ですから、新潟市全域は10種13分別の効果があつて現状(ごみ減量の成果)になったということですので新潟市全域の制度を変えようということではありません。ただ、西蒲区の中でも中之口地域は白根の処理場(白根グリーントワー)を使っており、新潟市全域の分別制度でございますので、それ以外の西蒲区を対象にということなのです。

松原委員：新潟市の焼却炉では、この9種12分別というのはできないということですか。

菅原会長：これは、図をご覧になればお分かりになるかと思いますが、溶融炉があれば新潟市全域で分別されている不燃物もすべて処理することができるということです。ただ、それは今問題になっているプラ容包の分別とは関係ありません。ですから、本当に溶融炉がある状況で燃やすごみをも統一する意味があるのかというのは、確かに問題ではありますので、それはまた別の検討になると思います。

松原委員：はい。分かりました。

菅原会長：それでは、巻広域の分別制度化につきましては、前回の答申のとおりになっていない部分もありますが、一歩ずつ前に進めるということで、地域の状況をみながらもう少し進ませていくということだと思います。また、抜本的に内容を変えるということであれば、そのような内容を審議していくことになるかと思えます。

それでは、審議の本題に戻りまして、第1回、第2回の審議状況を加えて、諮問事項である家

庭系ごみのさらなる減量施策のあり方についてのまとめを事務局から説明をお願いいたします。

「第2回審議に係る照会事項等について(3)」事務局説明

高井廃棄物政策課長：それでは、資料4をご覧ください。これまでの審議において、第1回では平成19年度に作成した基本計画に基づく実施施策の点検を行い、現状の確認と課題の抽出をいたしました。第2回では家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方についてご審議いただきました。この資料では事務局が提案した家庭系ごみのさらなる減量施策、そして審議委員の皆様からいただいたご意見をもとに、家庭系ごみの減量施策について答申に盛り込む5つの柱を示すイメージとなっております。

柱の中身としましては、まず1つ目として3Rの中でも特にリデュースの強化について、事務局及び委員の皆様ともおおむね共通認識があると考え、今後取り組みを強化していくべきものと位置づけております。ここには、3Rのうち新たなリサイクル手法の展開も含まれており、今後新しいリサイクル技術の開発や社会の流れに応じ、現在ある品目以外のリサイクルについても検討していくこととなります。

次に2つ目として、市民に分別をお願いする上でも、取り組みやすさに配慮する必要があるというご意見がありましたので、そのようなことに配慮した上で分別の周知に向けた取り組みを展開していく必要があると考えています。

3つ目として、前回の審議で、基本理念とも関連している農業分野と連携する必要があるとのご提案をいただきました。これまでいくつかの生ごみの減量化施策を展開してまいりましたが、農業分野との連携も視野に施策を検討していくというものです。

4つ目として、3Rをさらに推進していくためにはイベント等における広報も重要です。また、それらと連携して、幼児から大人まで多様な年齢層に対する環境教育を展開する必要があると考えられます。環境教育を実施している他の部門とともに、連携した施策展開を進めていく必要性があると考えております。

最後に、東日本大震災の発生による節電要請等の中で、市民も自らライフスタイルを見直しつつあります。このような状況において、市民にごみに対してもより一層目を向けていただき、市民自らが考え、行動していただけるような意識啓発事業を展開していく必要があります。これには、低関心事対策も含み、広報事業をさらに工夫するなどして進めてまいりたいと考えております。

ただいまご説明したものを柱に審議会から答申をいただき、計画素案においては答申に基づき、施策的により具体化した内容をつけ加えてお示ししたいと考えております。以上でございます。

菅原会長：今のまとめはご説明にありましたように、答申案に盛り込む柱でして、これにさらに具体的なものを少し考えて、答申に結びつけていくということです。今までの議論を事務局の方ではこのように5つの柱としてまとめたということですが、これらについてのご意見、ご質問はありますでしょうか。よろしく申し上げます。

「第2回審議に係る照会事項等について(3)」質問・意見等

菊野委員：先般の委員会で、市民の意識改革をしてはどうかというお話をさせていただきました。

それをまとめていただきこのような内容になっているかと思います。それで、私事ですが小学4年の娘がおりまして、小学4年生になるとこういった環境教育を学校でもいろいろと受けているようで、本日も何人かご専門の方がいらっしゃって、そういう授業があるのだと娘はとても楽しみにしておりました。ですから、小学校における環境教育というのは、現在市でも積極的に進めておられますが、そういうことを学んだ子供たちが、5年後、10年後と大人になっていきますと、私たち世代とはまた違って、小さなころからその意識付けができる。そして、環境問題にもずっと自然に、当然のこのように取組んでいくのではないかなと、将来に大変期待をしているところでございます。

それからもう一点、リデュースの取り組みということで、先般、ニュースの取材で、新潟市で進められている家庭系生ごみの水切りの講習会を取材してまいりました。そこで私自身が今取り組んでいるのが、三角コーナーを使わないことです。水切りを進めるために三角コーナーを使わず、とにかく野菜等を濡らさないことが大変重要だということをお教えいただき、早速家庭でも今実践をしております。三角コーナーを無くし、新聞紙等に野菜の皮をためています。スイカの皮の話も先般少しさせていただいたのですが、取材した方のお話ですと、スイカの皮は細かく刻んで、風に当たる面積を広げることによって、より乾燥が進むということです。本当に何気ないことではあるのですが、それをした結果、この暑い時期にもかかわらず生ごみの嫌な臭いなくなりましたし、実際にごみ袋を持った瞬間に量が減っていることを実感したところです。

ですから、特別大がかりな仕掛けをしななければならないということではなく、ちょっとしたきっかけがあれば、それが特別なことではなく、日々の生活習慣の当たり前のことのようになるのだということを、今回身をもって私は経験しました。そういった市民が一人でも多く増えると、ごみ減量への意識啓発が進むのではないかなと思ったので、意見を申し上げさせていただきました。

菅原会長：ありがとうございました。他に何かございますか。

藤井委員：農業分野とも連携した、生ごみ減量施策の調査研究というのは大変結構な話なので、それはそれとして進めてよいと思います。ただ、気をつけていただきたいというか、留意すべき点がございます。言葉として「都市と農村の循環」「生産者と消費者との連携」といったことは大変結構ですが、現在日本全国、新潟も含み、農地というのはある意味窒素過多になっているという現実があります。また、生ごみにはいろいろなものが含まれておりますので、着色料、保存料、塩分、油、こういうものが完熟しない堆肥というのが農地に負荷を与える可能性がある。そして、結果として土壌や水質の汚染につながったりするわけです。今有機農業が盛んですけれども、土壌診断をしたり、設計をすることによって適正な完熟堆肥の施肥というのは、土壌づくりには大変重要で、やみくもに生ごみの堆肥化、あるいは畜産堆肥とかを作ればよいというものではない。そういうものがミネラルは欠乏でも過剰でもない、適正な土壌診断に基づく施肥というのが大事だと思いますので、調査研究は大いに結構だと思いますが、このあたりも踏まえいろいろな視点からのアプローチが必要だと思います。

菅原会長：他に何かありますか。

高井廃棄物政策課長：まだ詳しく掘り下げていない部分もあるのですが、例えば、家庭菜園を行っている方とか、市民農園を利用されている方に、生ごみの堆肥化の講習会をやるようなことを考えています。ただそのときに、完熟するような形で堆肥が作れるような、専門家を入れた講習会をやるなど、そういったものを具体的には考えております。まだ他にも幾つかあるのですが、農林水産部との詰めが終わっていませんので、揃ったときに出したいと思っております。

菅原会長：大変重要な指摘だと思いますので、ぜひそのあたりも押さえたものをお願いします。

それでは、時間の関係もあるので、前回先送りとなった事業系ごみの審議に移らせていただきます。なお、これら家庭系の減量政策について、こういったこともあるのではないかとのご意見がございましたら、今日お配りしている照会票で、事務局にご連絡をいただければと思います。それでは、事業系ごみについて、事務局から説明をお願いいたします。

「事業系ごみに関する制度及び処理状況について」事務局説明

高井廃棄物政策課長：それでは、前回先送りとなりました、事業系ごみに関する規定についてご説明します。

第2回の資料10をご覧ください。まず1．事業系廃棄物についてですが、廃棄物処理法において廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されています。産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で20種類が定められており、それ以外は一般廃棄物となります。さらに一般廃棄物は事業系と家庭系に分類され、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物でないものが今回審議していただく事業系一般廃棄物となります。

次に、事業者には大きく分けて3つの責務があります。すなわち、排出した廃棄物の自己処理責任、ごみの発生抑制やリサイクル等の推進、市のごみ減量施策等への協力が責務として課せられております。

3．事業系ごみの適正処理の方法については、事業者が事業系一般廃棄物を処理する場合は、2つの方法があり、1つは収集運搬の許可をもった業者と委託契約を結び、市の処理施設まで運搬して処理する方法。もう一つは、自ら処理施設へ直接搬入する方法です。なお、平成20年6月の新制度開始以降、事業者が事業系一般廃棄物をごみ集積場に排出することを禁止しているところでは、

最後に、4．事業者から排出される廃棄物の種類別の搬入先について、それぞれの品目別の処理方法を表にしてあります。事業所から出されるペットボトル、びん、缶、金属くずなどは、産業廃棄物に該当するため、産業廃棄物処理業者に委託して処理をする必要があります。一方、特定業種から排出されたものではない紙ごみや木くず、生ごみは、事業系一般廃棄物となります。なお、リサイクル可能な古紙については、市の焼却施設で搬入規制を行っており、生ごみなどの食品残渣は、食品リサイクル法によって製造業、小売業など、業種別に再生利用率の目標値が設定されております。

次に、第2回目の資料11をご覧ください。食品リサイクル法についてご説明します。まず概要ですが、食品リサイクル法は食品関連事業者に食品循環資源の再生利用等を義務づけた法律になります。食品関連事業者とは食品製造・加工業、食品卸売業、食品小売業、外食産業における

事業者のことで、再生利用等とはリサイクルだけでなく、発生抑制や熱回収、減量化も含まれております。また、年間100t以上の多量発生事業者に対する定期報告義務や個々の事業者ごとの目標設定についても、この法律で規定されております。

なお、先ほどの資料10にも記載しておりますが、食品製造業等から出る食品廃棄物は産業廃棄物であり、その他の業種から出る食品廃棄物は一般廃棄物という扱いになります。今回の審議では、食品卸売業、食品小売業、外食産業の食品廃棄物について検討していただくこととなります。

以上、事業系ごみに関する制度についての説明を終わります。

菅原会長：ありがとうございました。今の説明についてご質問、ご意見はありますか。

「事業系ごみに関する制度及び処理状況について」質問・意見等

菅原会長：ちょっと分かりにくい部分もありますが、要するにこの審議会で対象になるものをもう一度確認していただけますか。何が対象となるのですか。

高井廃棄物政策課長：資料10の左側の図ですが、廃棄物のうち事業系廃棄物の中で産業廃棄物以外の事業系一般廃棄物といわれている部分が、市の施設に搬入されて焼却処理されています。この部分が以前にもデータ示したとおり、6.5%程度の減量に止まっているという状況ですので、この部分を何とか家庭系同様に減らしていきたいというのが主眼となります。

菅原会長：そうすると、食品リサイクル法についての説明はどう関連するのでしょうか。

高井廃棄物政策課長：食品リサイクル法は、業種によって産業廃棄物になったり、一般廃棄物になったりします。したがって、産業廃棄物としてくられるのは、食品製造業等から出てくる廃棄物。例えば、かまぼこ屋さんとか米菓をつくっている会社とか、そのような食品製造業から出てくる食品廃棄物については産業廃棄物ですので、新潟市の施設には入ってこない。これ以外のいわゆるレストランや小売業などが収集運搬の許可をもっている業者さんに収集してもらって、最終的に市の施設に入ってくるという流れになっています。ターゲットとしては、そのような食品廃棄物をなるべくリサイクルに回せないかというのが、市として考えているところでございます。

菅原会長：どうもありがとうございました。改めて説明していただいたのですが、お分かりいただけただけでしょうか。

それでは、事業系ごみの減量施策の審議を進める中でまた分からない点があったらお伺いするというので、それでは事務局の方でお考えになっている事業系ごみの減量政策についてご説明をお願いしたいと思います。

「事業系ごみの減量施策について」事務局説明

高井廃棄物政策課長：それでは、資料5をご覧ください。最初に排出事業者のごみ分別リサイク

ル意識調査結果について説明します。それぞれの業者が今どのようなことを考えているのかということで、この2月に新潟市の約3,000事業所に対して、事業系一般廃棄物についての分別状況やリサイクルの意識等、排出状況の実態について調査をしたものです。これはその概要をまとめたもので、調査結果の詳細は別紙を付けてありますので、ご覧いただければと思います。

調査から見てきた課題として、真ん中から下の方に1から5まで記載してありますが、事業系ごみ減量リサイクルガイドラインをみたことがないと回答した事業所や、市の焼却施設での古紙搬入規制を知らないと回答した事業所が、それぞれ4割程度ありました。市でも事業所へ訪問指導などを行っておりますが、まだ周知徹底が必要であるということが分かりました。

また、毎年減量計画書を提出する義務のある大規模事業所においては、ごみの資源化に一定の効果はみられるものの、小規模事業所に対してはなかなか周知徹底が難しい状況が伺えます。分別への障害としては、5割近くの事業所は「特に障害はない」と答えており、問題意識を持っているところは少ないという傾向が伺えます。

それから、資源量が少なくて分別できない、分別収集にコストがかかると回答した事業所もそれぞれ2割程度ありました。

新潟市に要望することとしては、「リサイクル業者の紹介などの情報提供」という回答が最も多く、今後とも情報提供の充実を図っていく必要があると考えています。

なお、調査結果から推計した業種ごとの可燃ごみ、不燃ごみの排出割合については、円グラフのとおりでございます。卸売業と小売業の排出割合が高くなっており、これらの業種の事業形態に対応した形での重点的な指導が必要であると考えております。

次に、[資料6](#)をご覧ください。これは新潟市における事業系ごみ処理フロー図になっております。これは先ほどの調査において、事業所のごみ及び資源の排出状況を調査した結果から、全市の排出量を推計してフロー図としてまとめたものです。

この結果から推計される事業系ごみのリサイクル率は、43.1%となりました。なお、これはあくまでも排出時の事業者側の認識として、分別してリサイクルに回っているという量を把握したものです。資源ごとのリサイクル率については、古紙のうちダンボールや新聞紙は比較的高いリサイクル率を示していますが、雑誌やその他の古紙類のリサイクル率は低いという結果になっております。さらに、食品廃棄物のリサイクル率は、他の資源物に比べて、極めて低い状態になっております。

次に、[資料7](#)をご覧ください。これは事業系ごみに係る他都市、他の政令市の取り組みを一覧にしたものです。千葉市や横浜市は分別に従わず、度重なる指導や命令等にもかかわらず、状況が改善していない事業者に対して、事業者名の公表や罰則を課すことができるという制度を実施しています。優良事業者への表彰や認定制度については、横浜市や大阪市のように大規模事業所より提出されている減量計画書に基づき、職員が立ち入り検査などを行い、優良な事業所を表彰しているところもあります。公募や事業所からの申請により審査を行い、認定の基準に満たしていれば、表彰あるいは認定制度をとっているところもあります。

次に、[資料8](#)をご覧ください。これまで説明をしてきました事業系ごみの排出状況調査や、排出業者の意識調査、他都市の取り組みなどを踏まえ、事務局で検討した減量施策案について説明させていただきます。

まず減量のポイントを整理しますと、1つ目は分別資源化への誘導です。可燃ごみにはリサイ

クル可能な古紙類が依然として含まれているほか、生ごみが大きな割合を占めているため、これらの資源化への誘導は重要なポイントになると考えています。

2つ目は、産業廃棄物に係る事業者の処理責任の追及です。先ほど説明したとおり、廃プラスチック類や食品製造業から出る食品廃棄物は、廃棄物処理法では産業廃棄物に分類されており、その処理責任は排出事業者にあるものの、一部は市の施設に搬入されているのが実態です。産業廃棄物の搬入を規制し、排出事業者の処理責任を追及することで、本来の処理費用を負担することにより、ごみの減量意識がより高まると考えています。

3つ目は、排出事業者への情報提供や指導、優良事業者の評価です。意識調査でもあったように、ごみ減量リサイクルガイドラインを持っていない事業者や、古紙搬入規制について知らない事業者が多いため、情報提供や指導の強化が必要になっています。またごみの排出を抑制することは、企業価値向上につながるよう、社会的に評価していくことも重要だと考えています。

以上、3つの事業系ごみの減量のポイントについて、具体的な施策案を検討したものが次のものです。まず分別資源化への誘導として、古紙搬入規制の徹底が考えられます。現在もリサイクル可能な古紙の搬入規制を実施していますが、まだ古紙類が混入していますので、まずは古紙の搬入規制について周知を徹底するとともに、施設での展開検査を強化したいと考えています。それでも改善がみられない場合は、社名公表などの制裁的措置の導入も視野に入れ、さらなる指導の強化を検討していきたいと考えています。

次に びん・缶の搬入規制です。ごみとして市に搬入される量は比較的少ないのですが、分別や保管がしやすいため、これらの搬入規制の検討を行い、資源化を徹底したいと考えています。

最後に 食品リサイクルシステムの構築です。うまく食品リサイクルが回るよう、民間の堆肥化処理事業への間接的支援を行うほか、飼料（家畜のえさ）化ルートの開拓を行いたいと考えています。

続いて、産業廃棄物の処理責任の追及として、産業廃棄物の搬入規制の強化を行いたいと考えています。これまでも産業廃棄物と思われるものが持ち込まれた場合、業者に指導をしましたが、今後は受け入れ拒否も含め、徹底指導をしていきたいと考えています。

そして、排出事業者への情報提供・指導、優良事業者の評価としては、よりわかりやすいガイドラインの作成・配布や、排出事業者説明会の開催を実施するほか、優良事業者の評価として、今年度から創設された県の優良リサイクル事業所表彰制度や、以前から取得にかかる補助金を出している環境省のエコアクション21についての周知や取り組みの奨励を行っていききたいと考えています。

以上、事業系ごみの減量施策のあり方について、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

菅原会長：かなり内容が多岐にわたるのですが、これまでの事務局からの説明を踏まえ、事業系ごみの減量施策のあり方について、審議をお願いいたします。

「事業系ごみの減量施策について」質問・意見等

松原委員：資料6で、ごみ処理フロー図というのがありますが、その中で古紙、びん、缶、ペットボトルを資源回収業者に引き渡すという点について、大規模事業所だと大体のイメージが沸くのですが、小規模な零細事業飲食店などで実際に品目ごとに回収業者を呼んで、少量ずつ渡して

いるのかどうか。そのあたりの実態はどのようになっているのでしょうか。

佐藤廃棄物対策課長：小規模事業者の資源物の回収では、組合みたいなものを作って、集団でそのエリアの方々が一括して、事業系ごみとして回収してもらうという方法をとっているところがあります。ただ、最近組合が解散するようなところも出てきて、そうなってくると個別に契約して収集してもらう形になると思います。あと、場合によっては少量ということで、そのままステーションに出すということも現実にはございます。

菊野委員：先ほどのアンケートにもありますように、やはり関係機関の皆さんへの周知徹底が十分なされていないというのが、大きな課題の一つのように感じます。資料8に書かれているような情報提供ですとか、指導強化等々、まずは優先して進めていくべきかというように考えました。

それで、質問が1つあるのですが、資料8の2の古紙搬入規制の徹底の2つ目に、「改善がみられない場合の社名公表等の制裁的措置の導入も視野に」ということなのですが、これは条例を改正せずに行うことは新潟市としてできるのかどうか。それから更なる強化を検討というように記載されていますが、現状としてこういうことは可能なのかどうか。

高井廃棄物政策課長：千葉市も横浜市も条例に基づいて制裁的措置を行っています。こちらも確か過料（過ち料）という行政罰を課していますので、新潟市もそのような点を参考にしながら、そこまでやるべきなのかどうかということも含め、これから検討していきたいと考えています。

菊野委員：そうしますと、現状として制裁的な措置はできないということでしょうか。

高井廃棄物政策課長：現在の条例の中ではそこまでできません。

菊野委員：例えばこの審議会で政策上必要だから条例を改正しようという結果になったら、ちょっと極端な言い方かもしれませんが、それは可能なのでしょうか。そこまで審議するのでしょうか。

高井廃棄物政策課長：答申の内容によると思います。

泉環境部長：事務局としては、そのような制裁的な措置を導入している市があるということで、全体的な事業系ごみの減量施策のうちの一つとして、そのようなことも検討できるということで、中立的な立場で書かせていただいております。

菅原会長：資料8には参考例が列挙されているということで、これらを吟味して今後の減量施策について審議を進めていくということになるかと思います。

泉環境部長：あえて一言だけ申し上げますと、資料5別紙で事業所の人数別のそれぞれの、意識調査結果がありますが、ほとんどが中小企業、小規模事業者、かつ卸、小売という新潟市の商業

ベースの典型的なものがここに出てきています。したがって、一気に制裁措置ということについては、やはり慎重にやらなくてはならないと思いますし、まず市が行政としての責任をしっかりと果たすべきだろうという案が多く出てくるだろうと思います。

菊野委員：誤解のないように申し上げますと、私もすぐに制裁的措置をとるつもりで先ほど質問したわけではございません。まずは情報提供・指導を優先的に進めて、その次の段階としてという意味でご理解をいただきたいと思います。

山下委員：資料8の2の 飼料化ルートの開拓ということですが、これは具体的に取り組んでいるところがあるというのであれば教えていただきたい。前回の審議会では飼料化は相当難しいという話があったと思うものですから。

高井廃棄物政策課長：例はそれほど多くないのですが、例えば一部の養豚業者が食品廃棄物を養豚の餌に使っているという事例があります。また、他都市では学校給食の残渣を養豚業に使っているという事例もあります。新潟市もとりあえず事業所ベースのものはまだ難しいということであれば、学校給食の食べ残しではない、調理残渣で何とか飼料化の方法はできないのかなということも、農林サイドと検討する余地があるのではないかと考えています。

松原委員：以前、大手米菓メーカーでダンゴのような濡れたたせんべいの材料が、これまで産業廃棄物（汚泥）となっていたものを、そのままリキッド・フィーディングで乾燥させずに養豚で利用をしていくという取り組みがあるというのを聞いたことがあります。新潟市もそのあたりを支援できればと思います。

菅原会長：それと、前回の審議会で市の給食でリサイクルしているという話が出たと記憶していますが。

泉環境部長：現在、学校の給食残渣につきましては、2つのルートで処理しています。一つは舞平のし尿処理施設でコンポストにして資源化を図るルートです。それからもう一つは西区に食品をリサイクルする民間の施設があり、そこで給食残渣を引き取ってもらい、堆肥化に回すというルートがあります。一時西区の施設が停止した関係で、市外の業者で処理している状況もありましたが、7月からまた西区の施設が稼働できるようになったので、そちらに戻しています。したがって、給食残渣は舞平清掃センターと西区にある食品リサイクルセンターの2カ所で資源化しているという状況でございます。

菅原会長：他に何かご意見はありますか。

山下委員：学校給食が何かを養豚などでリサイクルするというので、当時割りばしを使っていたが、それはもう専用に回収するというので、結構改良が進んできたという話をちょっと聞いてことがあります。飼料化は難しいことという事務局からのお話があったのですが、実際にそん

なに難しいのでしょうか。

高井廃棄物政策課長：養豚の場合、飼料安全法という法律がありますので、まずその法律の基準をクリアする必要があります。長岡の確かみゆき牧場というところだったと思いますが、柑橘類とかネギはだめだとかで、そのような点も飼料にする際も注意する必要があります。だから、調理をしている段階で、それ用に分別していかなければならないということで、給食を作っているときに結構手間がかかるということで聞いています。

山下委員：少し範囲外になるかもしれないのですが、学校給食の残渣というのは減っているのでしょうか。減ったり増えたりするというのを聞いていたのですが、残渣についてはどのようになっているのでしょうか。

佐藤廃棄物対策課長：給食の場合、調理残渣とそれから食べ残しという2種類に分かれるかと思えます。いわゆる調理残渣の場合は、先ほど高井課長からもお話しがありましたが、柑橘類はだめとか分けてやるという形でやります。さらにそれを飼料化する場合、一回発酵させる、あるいは加熱するような形をとるわけです。食べ残しの場合ですと一番心配されるのは、夾雑物が入ることです。調理残渣の場合、比較的手で分けるのは可能なのですが、食べ残しの場合ですと中に例えばプラスチック類等が入ってくると、のどを詰まらせるといった問題が出てまいります。したがって、食べ残しについても夾雑物を除去するような分別がしっかりされなければ、すぐに餌にするというのは難しいというところです。この点については、学校給食の調理員の方々との連携がより重要になってくるのだらうと思えます。

泉環境部長：付け加えますと、同じ食品残渣であっても様々なパターンがあって、例えば給食残渣というのは、大量に同じものが出ますから食品残渣の中でも良質な方です。学校給食残渣の量については、はっきりと記憶しておりませんが、多分横ばいぐらいではないかなと思います。給食残渣は極端に減っているということではないと思います。

それから、一般的な食品残渣で見たときの学校給食以外のものについていえば、製造業から出る食品残渣は良質なもので使いやすいのですが、卸・小売という段階になってくると、様々な残渣が出てくるため使いにくい。夾雑物もありますし、配合率を下げたというやり方ではリサイクル側としては難しい部分もあろうかと思えます。

松原委員：資料5をみていますと、あまり分別がうまくいっていないというのは小規模事業所だということによろしいのでしょうか。

高井廃棄物政策課長：結果的にそういうデータになっております。

松原委員：小規模事業所は家庭ごみにも出せない状況で、例えば、古紙やびん、缶があっても、家庭ごみと一緒に自治会の集積場にも出せない。一方で小規模事業者では余りにも排出量の単位が小さ過ぎて、許可業者にも出せないという板挟みがあって、結果として混ぜて出してしまうと

いう状況だと理解してよろしいのでしょうか。

高井廃棄物政策課長：現実として、例えば、居宅と小売の店舗が一緒の小規模のお店なんかの場合は、結果的に黄色い家庭系ごみ袋で出しているのは多々見受けられます。場合によってはそういう状況も結構あるのではないかと想定しています。

松原委員：そこで全く思いつきの提案なのですが、小規模事業者に限って、リサイクルして市の収益になるような、例えば古紙類とか紙類、びん、缶などを、家庭ごみに出すことを認めるというのはどうでしょうか。法体系上きっと大きな調整が必要だとは思いますが、そういう可能性というのはいかがでしょうか。

高井廃棄物政策課長：基本的には、やはり排出事業者の処理責任になりますので、そこを踏み切るのなかなか難しいのではないかと気がしています。

小松委員：今のお話ですけれども、町内のごみステーションで事業者が大っぴらに捨てるのももちろんできませんが、10人ほどの小さい会社で自治会長さんが了解すれば、資源物については出していただく。そうすれば1キロ6円などで町内に還元されます。このあたりは自治会と事業者との規則的なものでいいのではないのでしょうか。

松原委員：今のご意見ですが、町内会で独自に集める場合は町内会で収集業者を呼ぶわけだから、それは法律に違反しないですね。町内会で独自に古紙や缶を集めて収益とする場合は、市の回収に頼らず町内会が事業者に委託して、積極的に回収を進めるということで、むしろ合法でやっていい。そういう理解でよろしいでしょうか。

佐藤廃棄物対策課長：町内会で資源回収を進めることについては、問題ないことだと思います。ただ、古紙の回収ですと、集団資源回収の対象は家庭系の古紙だけが対象になりますので、そのあたりは、事業系の古紙の分は一応除いた形で計上していただくような形になります。小規模事業者さんの古紙の扱い、あるいは缶も一緒にして町内会で集めて資源回収業者さんに売ることについては問題ございません。

菅原会長：むしろ、小規模な家庭と事業所が一体となっているようなところでは、そういう古紙やびん、缶というのは、それなりに回収できているのではないかと思います。つまり、制度的な問題があって、資源回収に回らないというのとも少し実態と違うのではないかと思います。むしろかなり商売が忙しいから、一緒に混ぜて捨ててしまうというようなところがあるのではないかと。あるいは、事業系だから細かく分別しなくてもいいと思ってやっているのかもしれない。そのあたりは、ちょっと手を貸して何かうまい工夫をやるといいですね。

今日出席なさっている方で、事業者であります橋本委員から、こうした施策について何かご意見ありませんか。

橋本委員：例えば、我々が会社でこういうことを行おうとするときは、増やしたいところを増やすしかないのです。だから、先ほど無関心層ということがあったのですが、関心がないのではなくて、関わりがないだけですから、関わりを持ってもらえばいい。会社でいえばコストです。（資源物を分別すれば）これだけコストが下がりますというと、みんな持ってくるわけです。この場合、恐らく家庭と事業所が一緒のところは、多分、普通の家庭ごみの分別をしていると思うのですが、やはり中間が一番危ないですね。この中にもいいごみ減量事例が多分あると思うので、そういうものを引っ張ってくるしかないのではないのでしょうか。コスト的にもメリットが出ますし、地球にもやさしく、「もったいない」の精神も生まれる。そのようにやっていくことしかないのではないか。私の会社ではそれしかやってないです。私どもは、「エコアンドエコ」といって、エコロジーとエコノミーは一緒だというように話をして、活動しています。だから、増やすところを増やすしかないと思うのです。あとは関わり合いを持たせる。その2つかと思います。

菅原会長：委員に出ているところは、大変意識の高い企業だと思いますが、もう少し実態を調べると課題が分かるかもしれません。その中規模あたりが少し問題なのではないかというように、委員のおっしゃられた点もあるかと思います。そのようなことを踏まえた上で、分別の徹底ですとか事業者に対する周知の方法なども考えられるのかということかかと思えます。

他にご意見はございますか。資料7でいろいろ他都市の参考事例を挙げられていますけれども、先ほど分別の徹底化で場合によっては制裁的措置もあるということですが、逆に優良事業者の表彰制度のようなものもあります。これはやろうと思えばすぐできるということによろしいですか。

高井廃棄物政策課長：平成19年に作った基本計画の中でも、表彰制度の創設というのが施策の一つだったのですが、残念ながらこの3年間ではできなかったという流れがあり、第1回目の審議会の評価では×ということにしていたと思います。

実は昨日、県の表彰制度をもう一回再構築しようということで会議があり参加してきました。今年度から県が優良事業者の表彰制度を始めるということで、表彰されることによる企業のイメージアップにつなげてもらうということです。広報は8月ぐらいに向けたいということですので、新潟市でも表彰制度を作って重複するよりも、今のところは県の表彰制度を支援していく形で、共同でやっていくのがいいのではないかと、昨日の会議に参加して思っています。

あとは、環境省のエコアクション21についてももう少し推奨していくということで、「企業としてこれだけメリットあるんですよ」ということを全面にPRをしていければいいのかなと考えております。

菅原会長：市で表彰制度ができなかったということで、何が問題だと考えられますか。

佐藤廃棄物対策課長：他のところでも結構そのような表彰制度はあるのですが、どうしてもやっているうちに形骸化してしまい、表彰のためにやるとなってしまう。本来はそのような環境活動そのものを皆さんにお伝えし、他の企業もまねしてやりながら、広めていくというのが趣旨なのですが、表彰制度そのものに広がりがない状態のまま慢性化していく。そういった傾向がいくらかあるということで、もう少し検討が必要だということだと思います。

泉環境部長：インセンティブを与えるという点では、表彰制度というのは割とおもしろい制度だと思っています。先ほど高井課長が申しあげましたように、県がどういう制度を構築するかというのをみながら、逆に県と違う制度、あるいは認定制度など、そういったものを考えられないか。また、委員の皆様方のお考えの中で、こういうことにも取り組むべきという話があれば、検討をしていく必要があると考えております。

松原委員：資料7の名古屋市の事例で「また、事業所あたり1収集日45リットル以内の資源物は行政回収して受入する」とありますが、これはどういう意味でしょうか。

高井廃棄物政策課長：名古屋市のホームページを確認したところ、小さい事業所においては、45リットルの袋に入る量であれば、資源物について袋に入れてステーションに出すことができるという制度です。

松原委員：つまり、家庭ごみに混ぜて入れられるということですか。

高井廃棄物政策課長：混ぜてという表現がどうかというところもありますが、基本的には事業系であっても45リットル以内であればステーションに出せるということになっています。事業系のごみ袋が別にあるのかないのかという点について、そこまでは確認ができておりません。

松原委員：これは燃えるごみとか、燃えないごみとか、その分別に応じてということですか。

高井廃棄物政策課長：資源ごみでございます。

松原委員：ではもう一つ質問させてください。同じく資料7で北九州市では「民間のリサイクル施設で受入れできない旨の証明書があれば市の受入可能」とあります。これはどういう意味合いでしょうか。

泉環境部長：十分調べができておらず申し訳ありませんが、次回まで勉強させていただきます。多分、松原委員がおっしゃりたい部分は、小規模事業者への位置づけをどのようにするか。まだステーションに出す余地があるのではないかというお話だと思います。実態を改めて確認させていただきながら、次回で回答させていただきます。

菅原会長：それでは、次回までよろしく願います。他に何かございますか。

橋本委員：市としてはこの資料5のアンケート結果は、驚愕的な結果なのか、それとも予想の範疇なのか、そのあたりはどうなのでしょう。妥当なところではないかと私にはみえるのですが、市としてはどうでしょうか。

泉環境部長：事業系ごみの減量化率の6%ですが、現況とあまり変わらないという結果は、先ほどお話ししたような小規模の卸、小売が多いということで、これまでの新潟市がそれらの事業者を厳しく指導してこなかった。そのあたりも含め、様々な要因があると想像していますが、結果として驚愕ではないものの、市としても3年間かけて現在も事業所回りをやっている最中です。大規模事業所に限らず、中小を含めて事業所回りをしながら、減量計画書を出さなくてはならないところについては計画の指導をし、計画書を出さなくていい事業所についてはごみ減量の教育をし、という状況です。しかしながら、まだ依然として4割の方は事業系ごみのガイドラインを知らないとおっしゃっているということは、我々の努力が足りないといわざるを得ない。税金を使って3年かけてやっている最中にも関わらず、やはり漏れている事業者がいるということが分かり、少しがっかりしたという感想でございます。ここはやはりやり方を考える必要があるのではないかと思います。

菅原会長：他に何かございますか。それでは、本日いろいろとご意見が出たかと思います。方向性としては、制裁措置の導入というより、むしろいかに周知徹底を図るかという意見が多かったように思います。それから小規模事業者に対して何らか打ち出せる施策があるかどうか、というような質問も出されたかと思います。そうしたことを通じて改善できればいいのではないかと思います。それから途中で、小規模というよりも中規模のほうが少し問題を抱えているのではないかとご指摘もありましたので、そのあたりももう少し分かるようなものがあれば調べていただいて、ガイドライン等の周知徹底がより促進できるような答申に結びつけたいというように思っております。

それでは、本日の審議で追加的なものがありましたら照会票もございますので、事務局に提出していただき、また今日の意見を踏まえて、実施可能性も含んだ上で答申案の具体案を少しまとめていただきたいと思います。今日のところはそういうことでよろしいでしょうか。

それでは、本日の審議を終了いたします。